

農林水産部

食品ロスの削減に向けて 食品リサイクル法による取組

POINT

平成13年に施行された食品リサイクル法、同法に基づき本年2月に認定された沖縄第1号の再生利用事業計画等の食品ロスの削減に向けた取組についてご紹介します。

趣旨

食品リサイクル法は、大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会へ転換するため、食品廃棄物の排出抑制と資源としての有効利用を促進することを目的としています。

同法では、図1のようなリサイクルの輪（ループ）、具体的には、食品関連事業者から排出される食品廃棄物を再生利用業者（図参照）が肥料・飼料に製造し、農林漁業者がその肥料・飼料を利用して農林水産物を生産し、食品関連事業者がその生産された農林水産物を利用する事業活動（再生利用事業）を支援します。

これらの取組により、食品のリサイクルループによる食品廃棄物の有効利用が促進され、結果として、食品ロスの削減に繋がることが期待されています。

再生利用事業計画に対する支援

食品関連事業者が、関連事業者と共同して再生利用事業に関する計画を作成し、同法に基づき国から認定を受けた場合には、

○一般廃棄物の収集運搬に係る許可が不要

○肥料の販売業務に係る届出が不要

○飼料の製造業務に係る届出が不要

といった特例が適用されます。それにより、特に逐次店舗を増やしていくフランチャイズ店にとっては大きなメリットになると考えられます。

食品の再生利用量の増加

平成21年から食品リサイクル法において中心的役割を担う食品関連事業者のうち、食品廃棄物の発生量が年間百トン以上の食品関連事業者は、食品廃棄物の発生量や処分方法について、国に定期報告を行うこととなっています。

食品リサイクル法の施行以降、こうした食品関連事業者を始めとする関係者の方々の努力により、再生利用量は増加しつつあります。

図1
リサイクルループのイメージ

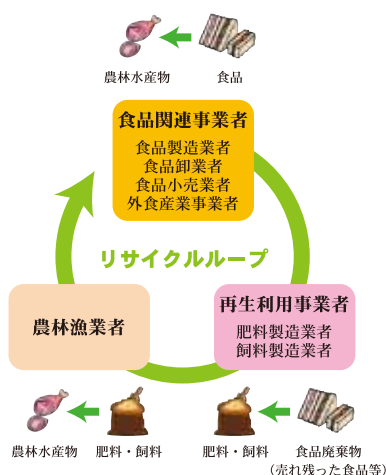
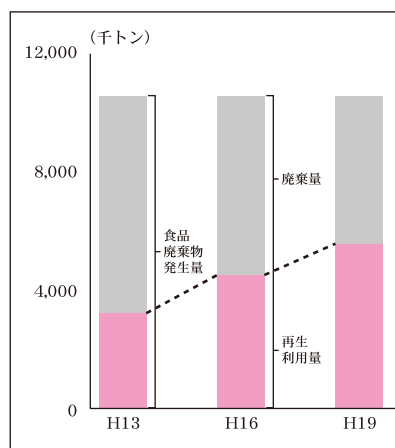


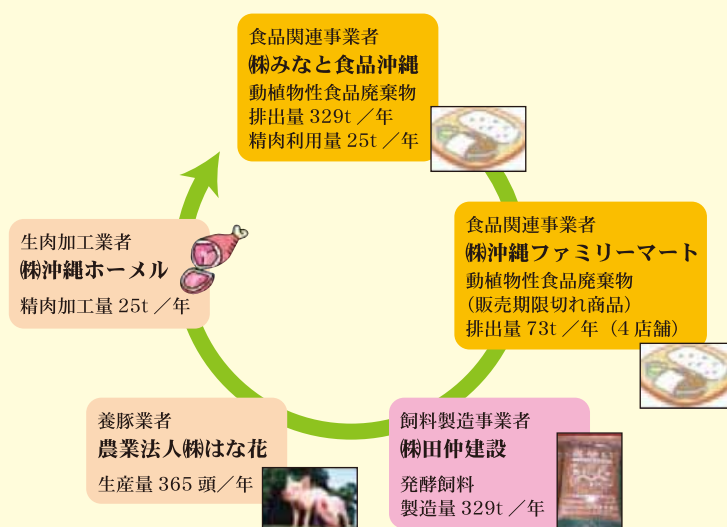
図2
食品廃棄物量の推移



沖縄第1号再生利用事業計画が認定されました

平成23年2月に(株)沖縄ファミリーマート、(有)田仲建設、農業生産法人(株)はな花、(株)沖縄ホームル及び(株)みなと食品沖縄の5者連携による再生利用事業計画が沖縄県第1号として認定されました。今後、5事業者は本事業計画に則って食品廃棄物を活用した再生利用事業を展開していくこととしています。

具体的には、本計画では、(株)沖縄ファミリーマートで発生した食品廃棄物を、(有)田仲建設が回収し、飼料を製造します。その飼料を使用して、農業生産法人(株)はな花が養豚を行います。(株)沖縄ホームルはその豚を食肉に加工し、(株)みなと食品沖縄が食材として使用し、弁当を製造します。製造された弁当は(株)沖縄ファミリーマートにて一般販売されます。



認定証は、平成23年3月17日に、沖縄総合事務局長から5事業者に交付されました。

食品リサイクル法に関する
お問い合わせや質問は下記
までご連絡下さい。

沖縄総合事務局
農林水産部食品・環境課

担当：勢理客、大城、譜久山
Tel：098-866-1673
Fax：098-860-1179

知っていますか？「フードバンク」の取組

民間でも食品リサイクルに向けた取組が行われており、そのひとつに「フードバンク」があります。

「フードバンク」は、売れ残った商品や食べきれない食料等を企業及び個人から無償にて収集し、生活困窮者に配布する取組です。

NPO法人セカンドハーベスト沖縄は、「フードバンク」を実施する団体として全国に先駆けて設立(全国3番目)され、当該取組や食料資源の重要性についての啓蒙活動等を行っています。